民地から道路への倒木、枝等の張り出しにご注意ください⚠

車道や歩道上への倒木や庭木・生垣等の張り出しは、通行の支障や標識の妨げになり大変危険です！また、越境した樹木からの落葉も雨水排水の妨げになるなど道路環境の悪化につながります！安全な道路環境を守るために所有者の方の適切な維持管理をお願いします。

シズラ©清水区

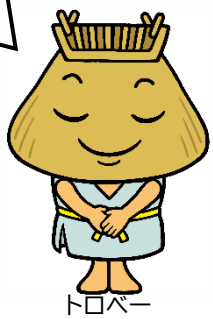

トロベー

民地(私有地)から張り出している草、樹木等は土地所有者の方に所有権があるため、原則、市でせん定、伐採や除草ができませんので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。(民法第 233 条)
樹木等の越境が原因で事故が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。(民法第 717 条、道路法第 43 条)
なお、緊急性がある場合は、道路管理者で除去することがあります。その場合、必要に応じて費用を請求することがあります。

【せん定が必要となる範囲】
・赤色の実線で囲まれた範囲:道路区域内であるため、速やかなせん定をお願いします。
・赤色の点線で囲まれた範囲:落葉等の堆積が懸念されるため、せん定をお願いします。

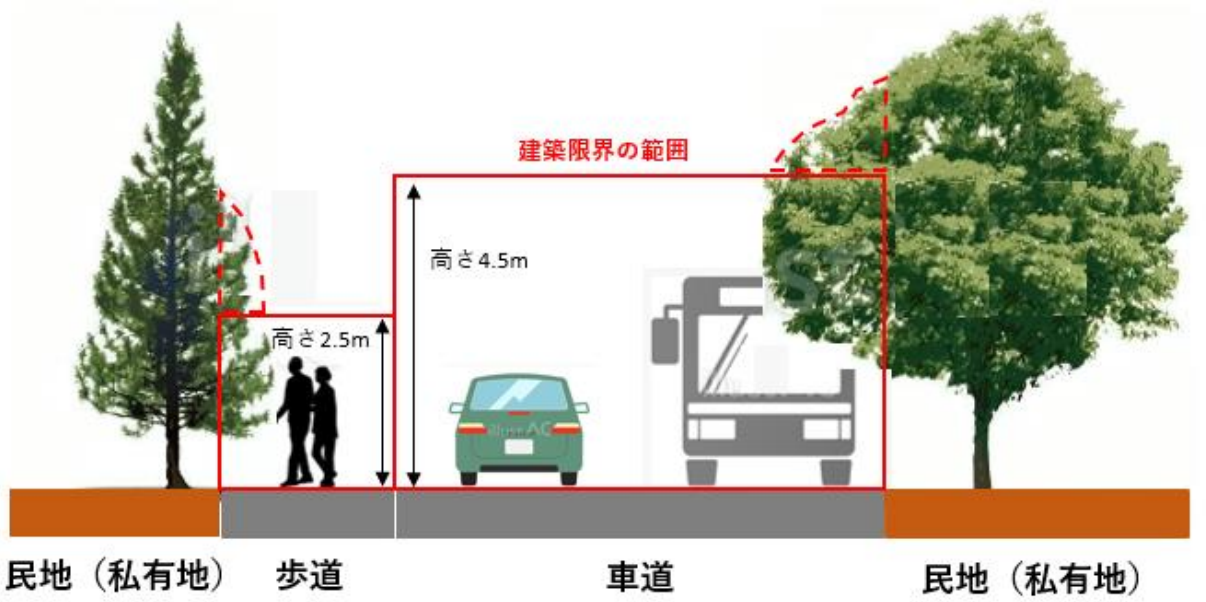

-参考法令-

●道路法（道路に関する禁止行為）

第43条　何人も道路に関し、下記に掲げる行為をしてはならない。

1.　みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2.　みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

●民法

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第233条　土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2.　前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
3.　第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
　一　竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
　二　竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
　三　急迫の事情があるとき。
4.　隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条　土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2.　前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

葵区PRキャラクター
あおいくん

問合せ先

【不法占用・行政指導に関すること】

土木管理課　占用第1係・第2係（葵区・駿河区）　054-221-1442

土木事務所　管理係　（清水区）　054-354-2218

【道路の維持管理に関すること】

（葵区南部）葵南道路整備課　維持第1係・第2係　054-221-1486

（葵区北部）葵北道路整備課　維持係　054-294-1131

（駿　河　区）駿河道路整備課　維持第1係・第2係　054-221-1734

（清　水　区）清水道路整備課　維持第1係・第2係　054-354-2027